

福山港コンテナ物流トライアル事業補助金交付要綱

令和 7 年 4 月 1 日

広島県東部港湾振興協会

(趣旨)

第 1 条 広島県東部港湾振興協会（以下「協会」という。）は、福山港の利用促進を図るため、福山港を利用したトライアル輸送の実施とデータの提供・効果検証等に協力した事業者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象)

第 2 条 補助の対象となる者は、補助対象期間中に次の各号の要件をすべて満たすトライアル輸送を行う者をいう。

- (1) 福山港を利用した新たな物流ルートであること
- (2) 国際海上コンテナ貨物であること
- (3) 福山港の利用により物流面の改善効果・機能向上（コスト・リードタイムの削減、環境負荷軽減、BCP 対応等）が見込まれること

(補助対象期間)

第 3 条 補助の対象となる期間は、令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日までとする。

(補助金の額)

第 4 条 前条に規定する期間内に実施したトライアル輸送に必要な不可欠と判断できる費用（海上運賃、国内輸送費、輸出入に係る諸手続き費用、通関等諸費用、荷役費用、保管費用、現地調査経費（運賃、宿泊費等）のこと。）に基づき交付する。

- 2 1 事業の補助金の上限額は、100 万円とする。
- 3 補助対象となるトライアル輸送回数は 1 事業あたり 3 回までとする。
- 4 複数の補助の対象となる者から第 5 条で規定する補助金交付申請書が提出され、交付予定金額の合計が予算額を超える場合、広島県東部港湾振興協会会長（以下「協会会長」という。）は、予算の範囲内において補助金の交付を受けようとする者（以下「補助金交付事業者」という。）の選定等の調整を行うことができる。

(交付申請)

第 5 条 補助金交付事業者は、補助金交付申請書（別記様式第 1 号）、トライアル事業計画書、誓約書を協会会長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請書の提出の期限は令和 7 年 9 月 30 日とする。
- 3 前項の規定に関わらず、協会会長は、必要に応じて申請書の提出期限を延期することができる。
- 4 一の事業について複数の者が申請を行うときは、共同して一の申請書を提出するものとする。
- 5 協会会長は、第 1 項の規定により提出された書類に関して、補助金交付事業者又は県内の船舶代理店等に対して調査・ヒアリングすることができる。

(交付の決定及び通知)

第6条 協会会長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、当該申請に係る書類の内容（必要に応じて現地調査等を行う。）を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付事業者に福山港コンテナ物流トライアル事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）を通知するものとする。

2 協会会長は、前項の通知に際して、第1条の目的を達成するために必要があると認めるときは、所要の条件を付すものとする。

3 協会会長は、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、その旨の理由を付して補助金交付事業者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第7条 補助金交付事業者は、交付決定を受けたトライアル輸送の内容を変更する場合には、事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）を協会会長に提出しなければならない。

2 協会会長は、前項による事業計画変更承認申請書の提出を受けたときは、内容を審査し、その申請を認めたときは、補助金交付事業者に変更承認通知書（別記様式第4号）を通知するものとする。

(交付の中止又は辞退)

第8条 補助金交付事業者は、補助対象期間中に福山港を利用したトライアル輸送実施されない場合、又は第2条に規定する補助の対象基準を満たさないことが明らかになった場合、及び事業者の都合により補助金の交付を辞退する場合には、速やかに辞退届出書（別記様式第5号）を協会会長に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第9条 協会会長は、前条の規定により交付の辞退の届け出があった場合、若しくは次の各号に該当する場合には、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 第11条第1項に規定する期限までに実施報告書の提出がなかった場合

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合

(3) 不正行為があると認められた場合

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 協会会長は、第1項の規定による取消しをしたときは、補助金交付事業者に対し福山港コンテナ物流トライアル事業補助金交付決定取消通知書（別記様式第6号）を通知するものとする。

(補助事業の遂行)

第10条 補助金交付事業者は、法令等の定め及び補助金の交付決定の内容並びにこれに付した条件その他法令等に基づく協会会長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない、補助金を他の用途へ使用してはならない。

(実施報告書)

第11条 補助金交付事業者は、トライアル輸送が完了したときは、実施報告書（別記様式第7号）を令和8年3月13日までに協会会長に提出しなければならない。

- 2 協会会長は、第1項の規定により提出された書類に関して、補助金交付事業者又は県内の船舶代理店等に対して調査・ヒアリングすることができる。

(補助金の額の確定)

第12条 協会会長は、前条の規定により実施報告を受けたときは、当該申請に係る書類の内容（必要に応じて現地調査等を行う。）を審査し、適当と認められたときは、実施報告ごとに補助金の額を確定し、補助金交付事業者へ補助金の額の確定通知書（別記様式第8号）を通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助金交付事業者は、前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた後、速やかに補助金請求書（別記様式9号）により協会会長に補助金を請求することができる。

(補助金の支払)

第14条 協会会長は、前条の規定する請求書を受領した日から30日以内に、補助金交付事業者に対し、補助金を支払うものとする。

- 2 協会会長は、一の対象事業に複数の対象事業決定者がある場合には、補助金を別記様式第9号に記載された単一の口座に振り込むものとする。

(事業終了後の交付の取消し)

第15条 協会会長は、補助事業完了後に補助金交付事業者が次の各号に該当すると判明した場合は、事業完了後であっても当該補助事業の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) この要綱により協会会長に提出した書類に偽りの記載があった場合

(2) 不正行為があると認められた場合

- 2 協会会長は、既に補助金交付事業者に対して補助金を交付しているときは、交付した金額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第16条 補助金交付事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を協会に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助金交付事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

- 3 補助金交付事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を協会に納付しなければならない。

- 4 協会会長は、第1項又は前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助金交付事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(立入検査等)

第 17 条 協会会長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、補助金交付事業者に対して報告をさせ、または当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、もしくは関係者に質問させることがある。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(書類の提出部数)

第 18 条 この要綱の規定により協会会長に提出する書類の部数は、正本 1 部とする。

(書類、帳簿等の整備、保存)

第 19 条 補助金交付事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を備え、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかなければならない。

(その他)

第 20 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、協会会長が定める。

(施行年月日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

福山港コンテナ物流トライアル事業実施要領

令和 7 年 4 月 1 日

広島県東部港湾振興協会

1 趣旨（第 1 条関係）

福山港の利用促進に向けてより効果的なポートセールス活動を実施するため、福山港を利用したトライアル輸送の実施とデータ提供・効果検証等に協力してくれる荷主企業に対する支援を行い、福山港を利用した新たな物流モデルとその効果の具体事例を収集する。

2 対象事業（第 2 条関係）

以下の①～③の要件を全て満たす事業（※1）であること。

（※1）事業単位は取扱貨物とし、貨物の品目が異なれば同一事業者から複数の事業を応募することは可能です。

①福山港を利用した新たな物流ルートであること

～他港から福山港へのシフトや福山港を利用した新規輸出入が対象（※2）です。

（※2）内貨は対象外です。

②国際海上コンテナ貨物であること

～コンテナ船等による輸送が対象（※3）です。

（※3）バルク貨物やシャーシ貨物は対象外です。

③福山港の利用により物流面の改善効果・機能向上（コスト・リードタイムの削減、環境負荷軽減、BCP 対応等）が見込まれること

3 支援内容（第 4 条関係）

トライアル輸送に係る費用を 1 事業あたり最大 100 万円まで支援。（※4）

（※4）費用の支援にあたっては、トライアル終了後に費用が確認できる根拠資料等を提出していただきます。

○募集事業数は 5 事業を予定（※5）

（※5）基本的に一社一事業とする。

○支援対象となるトライアル輸送回数は 1 事業あたり 3 回まで

○支援対象費用はトライアル輸送の実施に必要不可欠と判断できる費用（※6）

（※6）それぞれ消費税を含みます。

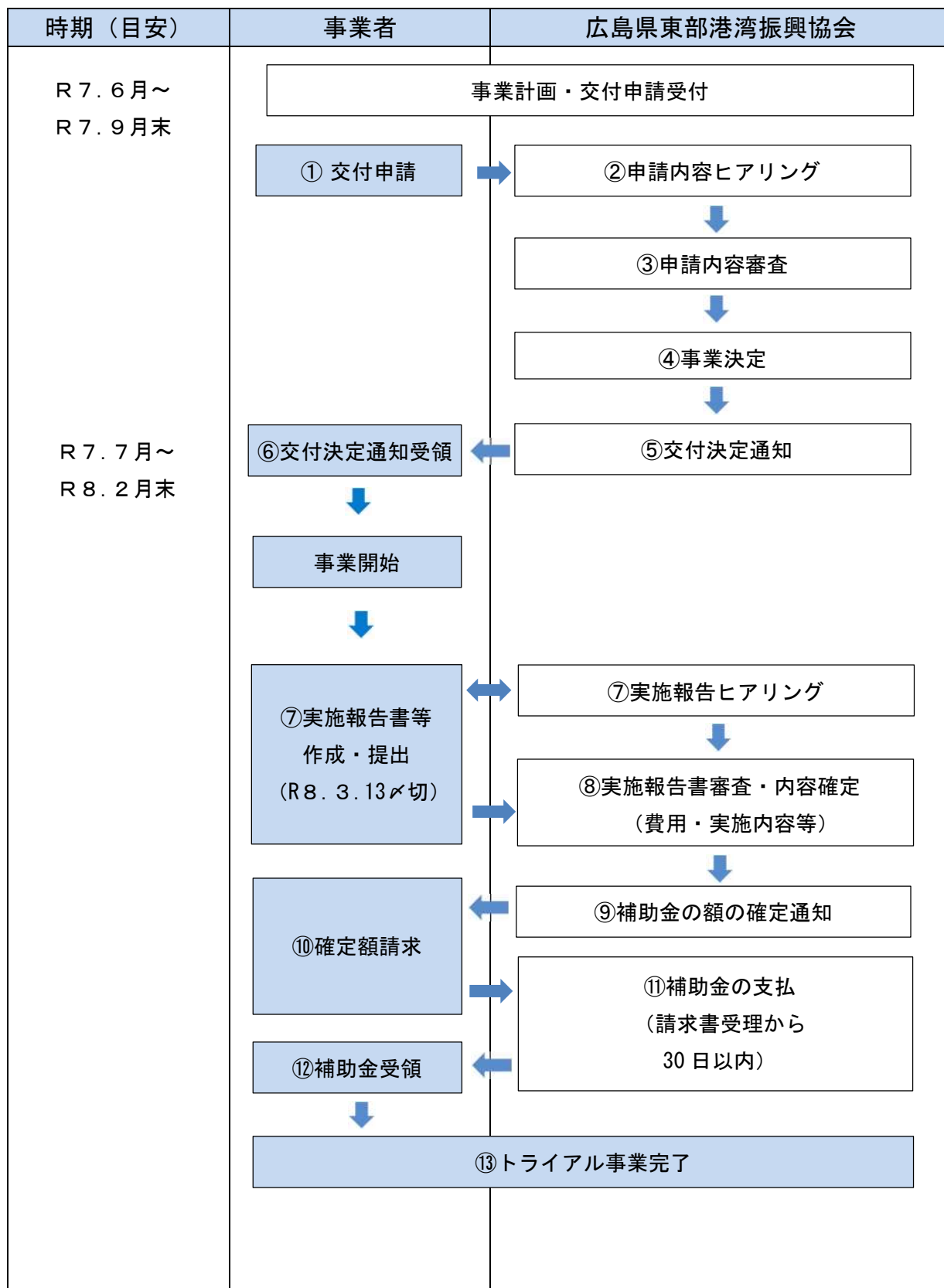
【対象費用例】

海上運賃、国内輸送費、輸出入に係る諸手続き費用、通関等諸費用、荷役費用、保管費用、現地調査経費（運賃・宿泊費等）（※7）など

（※7）回数は 1 回、2 名分まで、合計額の上限は 10 万円とします。

* 対象経費について疑義がある場合は事前にご相談ください。

4 事業の流れ（第5条～第14条関係）



5 申請要件（第2条、第3条関係）

①対象事業者

「荷主」

②対象事業

以下の3つの要件を全て満たす事業であること。

ア 福山港を利用した新たな物流ルートであること

イ 国際海上コンテナ貨物であること

ウ 福山港の利用により物流面の改善効果・機能向上（コスト・リードタイムの削減、環境負荷軽減、BCP対応等）が見込まれること

③対象期間

令和7年7月1日～令和8年2月28日の間に実施されるトライアル輸送

④事業者への協力等

事業者については以下の協力等をお願いします。

ア 事業者が持つトライアル輸送関連情報（コスト、リードタイム、輸送実績等）の提供

イ トライアル輸送に係るヒアリング調査への協力

ウ トライアル輸送による効果検証への協力

エ トライアル輸送結果をポートセールス活動で活用（福山港利用事例として資料へ掲載など）することへの同意

*本事業で収集した情報は本事業の趣旨以外の目的では使用しません。

⑤その他

「福山港 輸出・輸入コンテナ補助制度」との併用はできません。

6 事業計画・交付（第5条関係）

○申請に当たっては、補助金交付申請書と関係書類（トライアル事業計画書・誓約書）を提出してください。

*提出書類の様式は「広島のみなと」(<https://www.hiroshima-minato.jp/>)からダウンロードできます。

○申請書類の受付期限は令和7年9月30日（※9）までとします。

（※9）申請状況によっては期限を延長することもあります。

予算上限に達した時点で受付終了とします。

○申請書類の提出に当たっては、ヒアリングを実施し、トライアル輸送の内容について確認を行います。

7 事業選定の考え方（第4条、第6条関係）

次の評価項目についてそれぞれ評価を行います。申請数が多数で予算額を超過する場合、総合的に評価が高い事業から選定します。

事業選定に係る情報は非公開とします。選定結果に係るお問合せ等については回答できませんので、予めご了承ください。

【評価項目】

①取扱量

～福山港を利用したトライアルルートにおける取扱量（見込み）や将来的な取扱量の伸びなどを考慮し、取扱量が多い事業を優位に評価します。

②継続性

～トライアル輸送後も継続して福山港を利用する確実性が高い事業を優位に評価します。

8 交付決定（第6条関係）

事業審査により選定された事業については、事業決定の旨を書面により代表事業者宛に通知します。

9 実施報告書の提出（第11条関係）

○トライアル輸送実施後、実施報告書（実施結果：輸送ルート、リードタイム、コスト等）を提出していただきます。

○実施報告書の提出に当たっては、実施計画に関するヒアリングを実施し、実施報告書の内容確認、精査を行います。

10 補助金の請求・支払（第12条～第14条関係）

○補助金の額について、内容確認・確定を行うため、実施報告書と併せて経費を確認できる根拠資料等をしていただきます。

○補助金については、額の確定後、請求書の受領から概ね1か月以内にお支払いします。

11 問合せ先

広島県東部港湾振興協会事務局

（広島県土木建築局港湾振興課ポートセールス担当）

〒730-8511 広島県広島市中区基町 10-52

TEL : 082-513-4033

E-mail:dokouwan@pref.hiroshima.lg.jp

令和 年 月 日

広島県東部港湾振興協会
会長 あて

（申請者）
郵便番号
所在地
名 称
代表者職氏名

補助金交付申請書

福山港コンテナ物流トライアル事業の補助金の交付を受けたいので、次の同意事項を了承の上、関係書類を添えて、別紙のとおり申請します。

【同意事項】

- ① 事業者が持つトライアル輸送関連情報の提供
- ② トライアル輸送に係るヒアリング調査への協力
- ③ トライアル輸送による効果検証への協力
- ④ 調査・検証結果の活用（情報公開）への同意
- ⑤ 情報開示や調査協力について、荷主等関係者の了解を得ていること

担当部署		担当者氏名	
電話番号		メールアドレス	

【添付書類】

- ☐ トライアル事業計画書
- ☐ 誓約書

(別紙)

トライアル事業計画書

1 事業計画の概要（背景・目的・取組内容・トライアル事業終了後の予定等）

--

2 事業の効果

見込まれる効果について、次の項目の中から該当する項目の全てに○を付けてください。

- ア コスト・リードタイムの削減などの物流効率化
- イ モーダルシフトなどによる環境負荷低減
- ウ 生産拠点移管や物流拠点分散化による物流効率化
- エ 事業継続計画（BCP）に基づく生産拠点移管や物流拠点分散化による事業継続性の確保
- オ その他（ ）

3 貨物情報

輸送品	予定数量	〇〇TEU（予定） トライアル実施回数（予定）：〇回
	品目	
輸送相手国		輸出・輸入（該当するものに○を付けて下さい） 国名：
利用ルート※	トライアル（予定）	→ → → →
	既存	→ → → →
利用船社	トライアル（予定）	
	既存	
トライアル実施期間（予定）		年 月 日 ～ 年 月 日
トライアル費用（見込み）	費用の内訳	
	合計金額	

※ 利用ルートについては、生産地から消費地まで記入してください。

輸出：国内生産地（市町村）→積出港（+積替港）→海外仕向港→最終仕向地（国）

輸入：海外仕出地（国）→積出港（+積替港）→国内港→最終仕向地（市町村）

様式第 1 号の別紙（第 5 条関係）

誓 約 書

令和 年 月 日

広島県東部港湾振興協会
会長 あて

申請者 所在地
 名 称
代表者職氏名

福山港コンテナ物流トライアル事業補助金の手続きを行うに当たり、次の事項を順守することを誓約します。

- 1 申請者及び申請者の役員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員）に該当せず、また、将来においても該当しません。
また、貴職において必要がある場合には、広島県警察本部に照会することを承諾し、当該照会に係る必要書類の請求があったときは、当該請求に従います。
- 2 参加申請書及び実施報告書の内容に、偽りを記載しません。
- 3 この誓約が虚偽、又はこの誓約に反したことにより、事業決定の取消等その他不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。